

西区広報掲示板設置等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民相互のコミュニケーションの増進に寄与するとともに、市及び区の行政の広報活動に役立てるため、区内の住民で組織する団体等（以下「自治組織」という。）が行う広報掲示板の設置等に要する費用の一部を補助することについて、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めによるほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 この要綱に基づき補助を受けることができる自治組織とは、区内の一定地域において、共通の地域目標をもって活動する自治会等の団体とする。ただし、政治、宗教、営利活動、その他の特定目的のために結成されている住民団体等を除く。

2 この要綱に基づき補助を受けることができる設置等とは、新設、取替え、修繕及びその他これらに類する工事とする。

(補助要件)

第3条 補助金の交付の対象となる広報掲示板は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものとする。

- (1) 自治組織が設置等の場所を確保し、当該土地または建物等の所有者にその利用について了承を得ること。ただし、区分所有者が多数いる場合等やむを得ないと区長が認める場合は、所有者を管理者と読み替えることができる。
- (2) 自治組織の責任において、良好に維持管理すること。
- (3) 市及び区から掲示を依頼するポスター、ちらし等を優先的に掲示すること。
- (4) 特定の政治活動、宗教活動、営利活動のためのポスター、ちらし等は掲示しないこと。

(補助金の額及び限度額)

第4条 補助金の額は、広報掲示板の設置等に要する費用の3分の2（100円未満切捨て、1枚あたり6万円を上限とする）以内とし、補助金の総額は、予算の範囲内とする。

(補助限度枚数)

第5条 広報掲示板の補助限度枚数は、1自治組織あたり5枚とする。

2 前項の規定にかかわらず、自治組織の加入世帯数が、100世帯以上100世帯増すごとに補助限度枚数に1枚を加えるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、過去5年以内に広報掲示板の補助を受けた合計枚数を補助限度枚数から減ずるものとする。

4 前各項の規定によるもののほか、1年度あたりの補助限度枚数は、1自治組織あたり5枚とする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金交付を受けようとする自治組織の代表者は、設置等の着手前に、広報掲示板設置等補助金交付申請書（様式第1号）に必要な事項を記入し、次に掲げる書類

を添えて、募集期間内に区長に提出し、次条に規定する補助金交付の決定を受けなければならない。

- (1) 設置等予定明細（様式第1号-2）
 - (2) 広報掲示板設置等に要する費用の見積書
 - (3) 設置場所の土地所有及び利用に関する書類
 - (4) 掲示板の現状の写真（取替え・修繕のみ）
- （補助金交付の決定）

第7条 区長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し適当と認めるときは交付の決定をし、その旨を申請のあった自治組織の代表者に通知するものとする。

2 区長は、前項の決定に際し、補助金交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

（補助金交付決定後の変更の届出）

第8条 補助金交付決定を受けた自治組織（以下、「交付団体」という。）の代表者は、補助の対象となっている広報掲示板の工事を変更（軽微な変更を除く。）又は中止しようとする場合には、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の規定による届出を受け、補助金額に変更が生じた場合は、補助金交付決定を変更し、その旨を当該交付団体の代表者に通知するものとする。

（完了報告）

第9条 交付団体の代表者は、当該広報掲示板の設置等が完了したときは、速やかに広報掲示板設置等完了報告書（様式第2号）を次に掲げる書類を添えて区長に提出し、検査を受けなければならない。

- (1) 設置等完了明細（様式第2号-2）
- (2) 設置等を完了した掲示板の写真
- (3) 業者からの請求書等の写し

（補助金の交付）

第10条 区長は、前条の規定による検査を行い、適当であると認めたときは、交付団体の代表者の請求により補助金を交付するものとする。

第11条 区長は、交付団体が次の各号の一に該当すると認めたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、またはすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の方法により補助金交付決定を受け、または補助金の交付を受けたとき。
- (2) 広報掲示板を第三者に譲渡する等、広報掲示板としての目的を阻害したとき。
- (3) 第3条による補助要件に適合しなくなったとき。また、その他この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第12条 区長は、第3条、第4条及び第5条の規定にかかわらず、地域による特別の事情等があると認められる場合には、特例措置を講ずるものとする。

2 この要綱に定めのない事項で、必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。